

3) りんごの黒星病

黒星病は葉だけでなく、果実にも病斑を形成するため、著しい収量減の要因となる。適切な防除により近年一般園における本病の発生は見られていなかったが、平成27年に重点防除期以降の薬剤散布間隔が開いた一部の園地で発生が認められた。平成28年には被害に至る園地も認められ、平成29年も引き続き被害が発生している。

本病は平均気温が15～20℃で多雨のときに多発しやすい。平成29年は6月の多雨が本病の発生に好適な条件となった。平成30年においても感染源は多いと推測されるため、防除時期を逸しないように薬剤を散布する。加えて、近年夏季の多雨傾向が続いていることから、重点期の防除はもちろん、それ以降も間隔が開きすぎないように薬剤を散布する。防除機の切り返し地点など、防除が不十分な場所で発生が目立つことから、薬剤散布においては適切な水量を遵守し丁寧に散布する。

また、青森県では、平成28年に基幹防除薬剤であるDMI剤に対する耐性菌の出現が確認され、平成29年から本病に対する本系統剤の使用が全面的に禁止された。道内におけるDMI剤に対する感受性低下事例は確認されていないものの、本系統も含め同一系統薬剤の連用は避ける。

4) りんごの腐らん病

腐らん病はりんごの最重要病害であり、主幹、主枝および枝梢部に発生して胴枯れ、枝枯れ症状を引き起こす。冬期間を除くほぼ通年、樹皮に形成された子のう殻や分生子殻（柄子殻）から胞子が分散する。このため、りんご栽培期間全体にわたって本病に対する警戒が必要である。

本病は多くの園地で発生がみられ、これまでも注意喚起を行ってきたが、平成29年には発生面積率75.1%（平年44.3%）、被害面積率30.4%（平年16.1%）と発生量は増加した。これには、近年の多発傾向により伝染源密度が高まっていること、過年度の凍害による樹体損傷やなり疲れ、樹齢が高まっていることで樹勢が弱まっていることなど様々な影響が考えられるため、総合的な対策の実施が必要である。

本病の対策は「りんご腐らん病総合防除対策指針」に基づく、適切な剪定、施肥、土壌管理、干害防止のための草生管理、適正な着果量の確保など、基本管理の徹底が最も重要である。また、本病の病斑からは一年を通して胞子が分散されることから、園地をよく観察し、病斑を見つけ次第速やかに病枝の切り落としや病患部の削り取りを行う。切り取った枝や削り取った樹皮も園内に放置すると感染源となるため、必ず園外に持ち出して適正に処分する。削り取り部の他、せん定、摘果などによる傷も感染口となるので、ゆ合剤を塗布するとともに薬剤の枝幹散布も行い、本病に感染しないよう管理する。また、収穫後の休眠期防除も実施する。

4. 平成29年に新たに発生を認めた病害虫

平成29年に新たに発生を認めた病害虫は15（病害9、害虫6）である。抜粋して紹介する。

1) えんどうの萎凋病（新発生）

下葉から黄化する症状が発生し、り病株の維管束には褐変症状が見られる。土壌および種子伝染するため、汚染土壌の移動防止と健全種子の使用が重要である。

2) ねぎの白絹病（新発生）

ねぎの外葉が枯死する症状が発生し、土壌表面には白色の菌糸と直径約1mmの淡褐色の菌核が認められた。病原菌は多犯性で多くの作物に白絹病を引き起こすため、注意が必要である。

【補足】特に注意を要する病害虫および新発生病害虫の詳細な情報については、北海道病害虫防除所のホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

詳しい内容については、次にお問い合わせ下さい。

道総研十勝農業試験場

電話（0155）62-2431 E-mail：tokachi-agri@hro.or.jp